福岡市地域防災計画（原子力災害対策編）

令和７年６月

福岡市防災会議

福岡市地域防災計画

（原子力災害対策編）

令和７年６月

福岡市防災会議

目　　次

第１章　　総　　則
第１節　原子力災害対策編の目的 1
１　計画の目的 1
２　計画の基本方針 1
第２節　計画の性格 1
１　福岡市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 1
２　福岡市における他の災害対策との関係 1
３　計画の修正 1
４　計画の運用 2
第３節　計画の周知徹底 2
第４節　計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針 2
第５節　玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域 2
１　玄海原子力発電所の概要 2
２　玄海原子力発電所と福岡市の位置関係 3
３　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲 4
第６節　計画の基礎とするべき災害の想定 9
１　前提条件及び汚染の想定 9
２　放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路 9
３　被災関係自治体住民の福岡市への避難 9
第７節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 １０
１　福岡市防災会議 １０
２　事務の大綱 １１
第８節　企業・市民等の役割 １８

第２章　原子力災害事前対策
第１節　基本方針 １９
第２節　情報の収集・連絡体制等の整備 １９
１　情報の収集・連絡体制の整備 １９
２　情報の分析整理 １９
３　通信手段・経路の多様化 ２０
第３節　緊急事態応急体制の整備 ２１
１　情報収集態勢・警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 ２１
２　災害対策本部体制の整備 ２１
３　防災関係機関相互の連携体制 ２１
４　消防の相互応援体制 ２２
５　自衛隊との連携体制 ２２
６　広域的な応援協力体制の拡充・強化 ２２
７　モニタリング体制等 ２２
８　複合災害に備えた体制の整備 ２２
第４節　屋内退避等に係る体制の整備 ２３

１　判断基準の整備（屋内退避、避難等）……２３
２　対象者等の把握……２３
３　屋内退避実施体制の整備……２３
第５節　避難受入れ活動体制の整備……２４
１　避難計画の作成……２４
２　避難所等の整備……２４
３　要配慮者等の避難支援体制の整備……２５
４　学校等施設における避難計画の整備……２５
５　市民等の屋内退避等の確認体制の整備……２５
６　避難所・避難方法等の周知……２５
第６節　緊急輸送活動体制の整備……２５
１　専門家の移送体制の整備……２５
２　緊急輸送路の確保体制等の整備……２５
第７節　救助・救急、医療及び防護資機材等の整備……２６
１　救助・救急活動用資機材の整備……２６
２　救助・救急機能の強化……２６
３　原子力災害医療活動体制等の整備……２６
４　緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備……２６
５　物資の調達、供給体制の整備……２６
６　安定ヨウ素剤の備蓄……２６
第８節　市民等への的確な情報伝達体制の整備……２６
１　提供すべき情報の整理……２６
２　情報伝達手段の整備……２７
３　相談窓口の整備……２７
４　情報伝達体制の整備……２７
第９節　行政機関の業務継続計画の策定……２７
第１０節　関係自治体からの避難者の受入・支援体制の整備……２７
１　対応資源の確認……２７
２　受入・支援計画……２８
第１１節　原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発……２８
１　原子力防災に関する知識の普及と啓発……２８
２　防災教育の充実……２８
３　要配慮者等への配慮……２８
４　災害の伝承……２８
第１２節　緊急事態応急対策に従事する者に対する研修……２９
第１３節　防災訓練等の実施……２９
１　訓練計画の策定……２９
２　訓練の実施……２９
３　実践的な訓練の実施と事後評価……３０
第１４節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応……３０

第１５節　災害復旧への備え ３０

第３章　緊急事態応急対策
第１節　基本方針 ３１
第２節　活動体制の確立 ３１
１　災害対策本部体制等 ３１
２　消防の相互応援 ３４
３　広域的な応援協力等 ３４
４　防災関係機関相互の連携体制 ３４
５　自衛隊の派遣要請等 ３４
６　緊急事態応急対策に従事する者の安全確保 ３４
第３節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 ３５
１　事態発生情報などの連絡 ３５
２　応急対策活動情報の連絡 ３５
３　一般回線が使用できない場合の対処 ３５
第４節　緊急時モニタリング活動 ３９
第５節　市民等への的確な情報伝達活動 ３９
１　市民等への情報伝達活動 ３９
２　広報の手段 ３９
３　市民等からの問い合わせに対する対応 ４０
第６節　屋内退避、避難受入れ等の防護活動 ４１
１　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 ４１
２　避難所 ４１
３　安定ヨウ素剤の配布及び服用 ４２
４　学校施設における避難措置 ４２
５　愛玩動物対策 ４２
６　飲食物、生活必需品等の供給 ４２
７　複合災害への対応 ４２
第７節　治安の確保及び火災の予防 ４３
第８節　飲食物の出荷制限、摂取制限等 ４３
１　飲食物の調査等 ４３
２　飲食物や農林水産物の摂取制限及び出荷制限 ４３
第９節　緊急輸送活動 ４３
１　緊急輸送活動 ４３
２　緊急輸送の対象 ４３
３　緊急輸送体制の確立 ４３
４　緊急輸送のための交通確保 ４４
第１０節　救助・救急及び医療活動 ４４
１　救助・救急活動 ４４
２　医療措置 ４４
第１１節　ボランティアの受入 ４４

第４章　原子力災害中長期対策
第１節　基本方針 ４５
第２節　被災者の生活再建等の支援 ４５
１　放射性物質による汚染の除去 ４５
２　放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理 ４５
３　各種制限措置の解除 ４５
４　モニタリングへの協力 ４６
５　災害地域住民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置等 ４６
６　情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減…… ４６
７　被災中小企業等に対する支援 ４６
８　心身の健康相談体制の整備 ４６
９　復旧・復興事業からの暴力団排除 ４６

第１章　　総　　則

第１節　原子力災害対策編の目的
第２節　計画の性格
第３節　計画の周知徹底
第４節　計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針
第５節　玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域
第６節　計画の基礎とするべき災害の想定
第７節　防災関係機関の事務又は業務の大綱
第８節　企業・市民等の役割

≪　第１章　　総　則　≫

第１節　原子力災害対策編の目的

１　計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

２　計画の基本方針

原子力災害は、放射線による被ばくや汚染の程度を直ちに把握することができないため、地震災害などと異なり、市民等が自らの状況を正確に把握し、判断・行動することは極めて困難である。

また、原子力災害発生時に、市民等が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。

本計画は、このような原子力災害の特殊性に鑑み、市民等に対する的確な情報伝達のための体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育訓練、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制の確立など所要の措置を定めるものとする。

第２節　計画の性格

１　福岡市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本計画は、福岡市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて策定したものである。

福岡市及び防災関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

２　福岡市における他の災害対策との関係

本計画は、「福岡市地域防災計画」の『原子力災害対策編』として定めるものであり、本計画に定めのない事項については「福岡市地域防災計画」の『本編』によるものとする。

３　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

また、今後の原災法、防災基本計画及び原子力災害対策指針、県計画等の見直しに応じて適宜修正するものとする。

4　計画の運用

以下に掲げる項目等の具体的な実施計画または実施要領等については、本計画に基づき別途定めるものとし、その運用にあたっては、状況に応じて柔軟に対応するものとする。

（1）災害対策本部体制等に関すること
（2）情報の収集及び連絡体制に関すること
（3）モニタリングに関すること
（4）屋内退避に関すること
（5）計画的避難に関すること
（6）避難者の受け入れに関すること

第３節　計画の周知徹底

本計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、本計画を熟知、徹底させるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第４節　計画の作成又は修正に際し遵守するべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の策定又は修正に際しては、原災法第６条の２第１項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第５節　玄海原子力発電所と福岡市の位置関係及び原子力災害対策重点区域

1　玄海原子力発電所の概要

ユニット		１号機※1	２号機※2	３号機	４号機
所在地		佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷地面積		約 87 万平方メートル			
電気出力		55 万 9 千 kW	55 万 9 千 kW	118 万 kW	118 万 kW
運転開始		昭 50.10	昭 56.3	平 6.3	平 9.7
原子炉	型式	加圧水型軽水炉（PWR）			
	熱出力	165 万 kW	165 万 kW	342 万 3 千 kW	342 万 3 千 kW
燃料	種別	－	－	低濃縮(約 4%)二酸化ウラン ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物※3	低濃縮(約 4%)二酸化ｳﾗﾝ
	装荷量	－	－	約 89 トン	約 89 トン
電調審承認日		昭 45. 5.29 (52 回)	昭 49. 7. 4 (65 回)	昭 57. 9.21（89 回）	
設置許可日		昭 45.12.10	昭 51. 1.23	昭 59.10.12	
基礎掘削開始日		昭 46. 3.12	昭 51. 6.12	昭 60. 8.20	
営業運転開始日		昭 50.10.15	昭 56. 3.30	平 6. 3.18	平 9. 7.25

※１　平成２７年４月　玄海原子力発電所１号機運転終了
※２　平成３１年４月　玄海原子力発電所２号機運転終了
※３　集合体平均　4.1%濃縮ウラン相当以下

2　玄海原子力発電所と福岡市の位置関係

福岡市は、玄海原子力発電所からおよそ40㎞から60㎞圏内に位置し、原子力災害対策指針に示す原子力災害対策重点区域に該当しておらず、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する必要がある自治体とはなっていないが、放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、地域放射線量の実測値等を踏まえた柔軟な対応が必要である。

そのため、市民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄等の計画をあらかじめ策定する。さらに、気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）による被ばくの影響を避けるため、屋内退避等を中心とした防護措置を実施する。

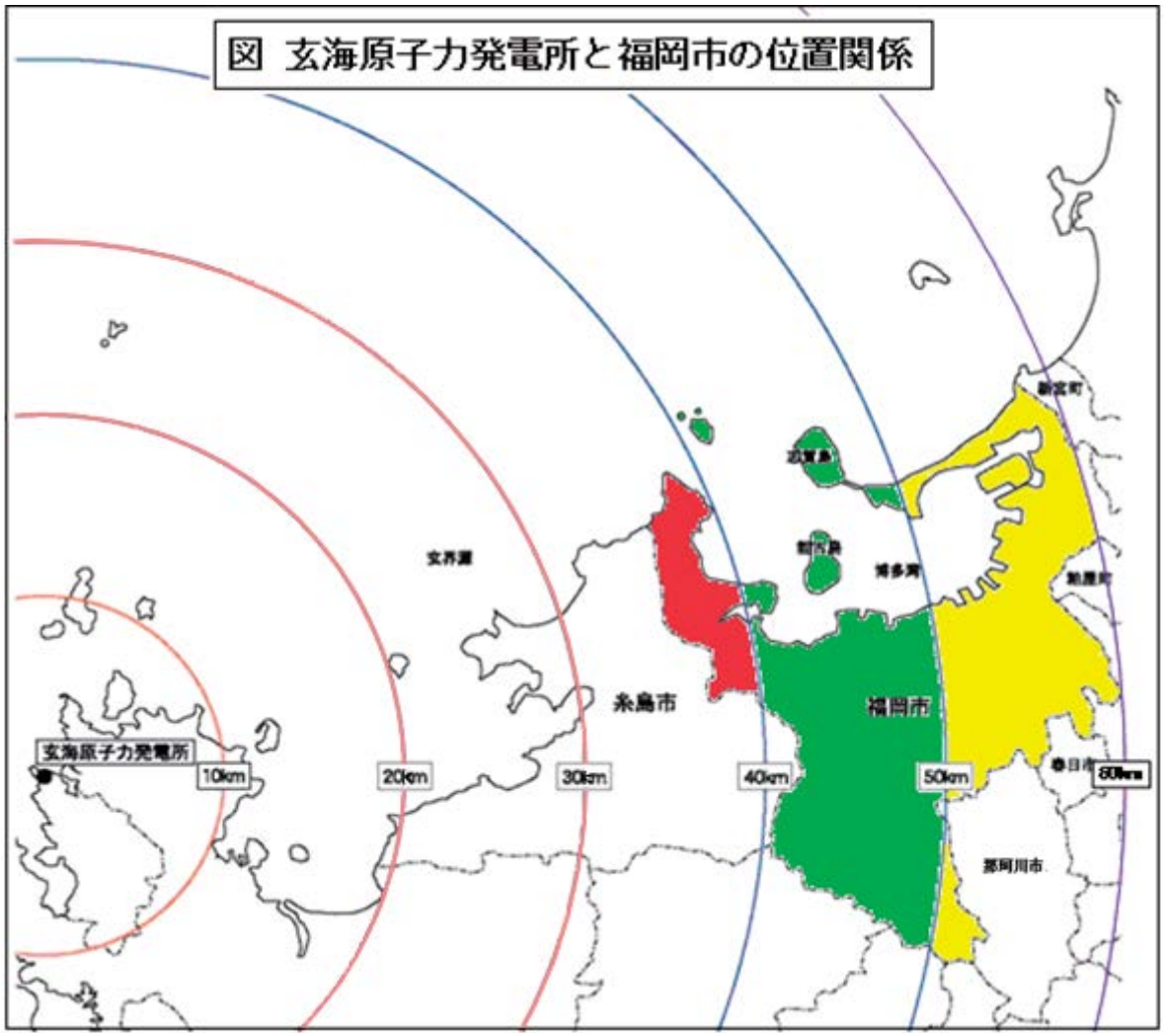

３　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域等の範囲

防護資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

（１）予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary　Action　Zone）

ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、 緊急時活動レベル（ＥＡＬ*表1*表2）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るＰＡＺの具体的な範囲については、国際原子力機関（「International Atomic Energy Agency」以下「ＩＡＥＡ」という。）の国際基準において、ＰＡＺの最大半径を原子力施設から３～５kmの間で設定すること（５kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径５km」を目安とする。

（２）緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent　Protective　Action　Planning　Zone）

ＵＰＺとは、確率的影響のリスクを低減するため、ＥＡＬ、ＯＩＬ*表3に基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るＵＰＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から５～３０kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径３０km」を目安とする。

福岡県内の対象市町村は、玄海原子力発電所からおおむね半径30km圏内の地域を含む糸島市としている。

ただし、炉規法第４３条の３の３４第２項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径５kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとする。

※　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチ並びに第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成２７年原子力規制委員会告示第１４号）において定められている。

（原子力災害対策指針より抜粋）

表１ 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢（いつ）水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	**緊急事態区分における措置の概要**
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢（いつ）水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

（原子力災害対策指針より抜粋）

表２ 原子炉の運転等のための施設（「原子力災害対策指針」の「表２　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて」に記載の１.から８.までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。ＵＰＺのみが設定される場合は、ＵＰＺ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

（原子力災害対策指針より抜粋）

表３　ＯＩＬと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h※6 （地上１mで計測した場合の空間放射線量率※2）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000 cpm※3 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13,000cpm※4【１か月後の値】 （皮膚から数cmでの検出器の計数率）			
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上１mで計測した場合の空間放射線量率※2）			１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h※6 （地上１mで計測した場合の空間放射線量率※2）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。
※２　本値は地上１mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算しておおむね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20㎠の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/㎠相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/㎠相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
※５　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６を参考として数値を設定する。
※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。
※９　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

（原子力災害対策指針より抜粋）

第６節　計画の基礎とするべき災害の想定

１　前提条件及び汚染の想定

第５節でも述べたように、福岡市は、玄海原子力発電所からおよそ40㎞から60㎞圏内に位置しており、原子力災害発生時の放射性物質の拡散が気象条件や地形の影響を受けることを考慮し、国の原子力災害対策指針による原子力施設からおおむね30㎞を目安とした緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）の圏外である福岡市においても、防護措置が必要となる事態を前提とする。

また、市域の汚染規模は、自宅への屋内退避等を中心とした防護措置を実施する程度の汚染規模を想定する。

２　放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路

原子力災害対策を的確に実施するためには、放射性物質又は放射線の放出の形態及び住民等の生命又は身体に危険を及ぼすこととなる被ばくの経路について理解しておく必要がある。

（１）原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等がある。これらは、プルームとなり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。

また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。実際、平成２３年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

（２）被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の２種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

①　外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

②　内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

（原子力災害対策指針より抜粋）

３　被災関係自治体住民の福岡市への避難

玄海原子力発電所周辺の自治体（以下「関係自治体」という。）が、それぞれの区域を越える避難等が必要となる場合は、福岡市においても当該関係自治体及び県との調整を踏まえつつ、市の避難所を提供し、避難者を受け入れる必要性が生じる。本計画では、関係自治体の避難者受け入れのための体制整備、業務等についても定めるものとする。

第７節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、それぞれの役割に応じ、相互に協力して、災害の防止、応急対策の実施に努めるものとする。

１　福岡市防災会議

災害対策基本法（昭和36年法律第 223 号）及び福岡市防災会議条例（昭和38年福岡市条例第 21 号）に基づいて設置された機関であり、福岡市における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し、その実施を推進する。

（１）所掌事務

①　福岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。

②　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

③　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

④　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

⑤　前各号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

福岡市防災会議条例

福岡市防災会議運営規定

福岡市防災会議委員・幹事名簿

（２）組　織

①　会　　長　　福岡市長

②　会長代理　　福岡市副市長

③　組織機関

ア　福岡市

イ　福岡県

ウ　福岡県警察

エ　指定地方行政機関

オ　陸上自衛隊第１９普通科連隊

カ　指定公共機関

キ　指定地方公共機関

ク　消防団

ケ　その他防災関係機関

コ　原子力事業者

2　事務の大綱

（1）福岡市

市域内の市民の生命、身体、財産等を災害から保護する直接の責務を有し、各関係機関と連携して、防災に関する施策を実施する。

機　関　名	所　掌　事　項
福　　岡　　市	ア　福岡市防災会議に関する事項 イ　原子力防災体制の整備に関する事項 ウ　防災に必要な施設及び資材の点検、整備に関する事項 エ　原子力防災に関する知識の普及と啓発に関する事項 オ　原子力防災に関する教育及び訓練の実施に関する事項 カ　通信施設及び通信連絡体制の整備に関する事項 キ　モニタリング施設及び体制の整備の協力に関する事項 ク　環境条件の把握に関する事項 ケ　事故発生時における国、県等との連絡調整に関する事項 コ　災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の調査に関する事項 サ　市民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限に関する事項 シ　避難者の救護、救助、その他市民の保護に関する事項 ス　避難所の開設・運営、被災者への食糧、水、日用品等の物資の供給に関する事項 セ　市民等の避難受入に係る協力に関する事項 ソ　緊急時モニタリングへの協力に関する事項 タ　原子力災害医療への協力に関する事項 チ　市民等への汚染飲食物の摂取制限に関する事項 ツ　市民等への汚染農林水産物等の出荷制限等に関する事項 テ　放射性物質による汚染の除去に関する事項 ト　放射性物質の付着した廃棄物の処理に関する事項 ナ　情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減に関する事項 ニ　各種制限措置の解除に関する事項 ヌ　文教対策に関する事項 ネ　災害時における避難経路及び輸送経路の確保 ノ　損害賠償の請求等に必要な資料の整備に関する事項 ハ　相談窓口の設置に関する事項 ヒ　その他災害対策に必要な措置に関する事項

（2）県

機　関　名	所　掌　事　項
福　　岡　　県	ア　原子力防災体制の整備 イ　通信施設及び通信連絡体制の整備 ウ　モニタリング施設及び体制の整備 エ　環境条件の把握 オ　原子力防災に関する知識の普及と啓発 カ　教育及び訓練の実施 キ　事故発生時における国、市町村等との連絡調整 ク　応急対策活動に要する資機材等の整備 ケ　災害状況の把握及び情報提供 コ　緊急時モニタリングの実施 サ　市町村長に対する市民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限の指示、助言、協力 シ　保健医療調整本部の設置・運営 ス　原子力災害医療（被ばく者の診断及び処置、健康相談、安定ヨウ素剤に関すること等） セ　市町村長に対する市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限の指示等 ソ　市町村長に対する市民等への汚染農林水産物等の出荷制限の指示等 タ　放射性物質による汚染の除去 チ　放射性物質の付着した廃棄物の処理 ツ　市町村長に対する各種制限措置の解除の指示 テ　情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 ト　文教対策 ナ　相談窓口の設置 ニ　県管理の道路の管理 ヌ　災害時における避難経路及び輸送経路の確保 ネ　その他災害対策に必要な措置

（3）警察

機　関　名	所　掌　事　項
福　岡　県　警　察	ア　住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立入制限 イ　立入禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等 ウ　緊急輸送のための交通の確保 エ　犯罪の予防等社会秩序の維持 オ　その他災害警備に必要な措置

（4）指定地方行政機関

機　関　名	所　掌　事　項
九州管区警察局	ア　警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 イ　広域的な交通規制の指導調整 ウ　災害に関する情報収集及び連絡調整
福岡財務支局	災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
九州厚生局	災害時における厚生労働本省及び独立行政法人国立病院機構との連絡調整
九州農政局	災害時における政府所有米穀の供給支援に関する事項
九州農政局福岡県拠点	ア　災害時における農地、農業用施設、家畜・家きん、農林水産物等への影響に係る情報収集及び安全性確認のための指導に関すること イ　災害時における応急用食糧の確保等に関すること ウ　農林漁業者の経営維持安定に必要な資金の融通の指導 エ　被災地周辺の家畜･家きん、飼料、たい肥、農林水産物等の移動制限及び解除に関する指導
九州森林管理局 福岡森林管理署	ア　国有林野・国有林産物の状況の把握 イ　材木（原木）の供給促進等、災害時の材木需要への対応
九州経済産業局	ア　被災商工業者への支援に関すること イ　復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
九州産業保安監督部	ア　火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保 イ　鉱山における保安確保
九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所	港湾、海岸対策に関する事項
九州運輸局福岡運輸支局	ア　災害時における輸送用車両の斡旋、確保 イ　災害時における船舶の斡旋、確保 ウ　自動車運送事業者及び船舶運航事業者、港湾運送事業者に対する運送命令等 エ　運送の安全確保に関する指導
大阪航空局 福岡空港事務所	ア　指定地域上空の飛行規制及びその周知に関する事項 イ　災害時における航空輸送の安全確保に関する事項

福岡海上保安部	ア　災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置 イ　救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援 ウ　海上における救急・救助活動の実施 エ　緊急時海上モニタリングの支援
福岡管区気象台	ア　災害時における気象情報の発表及び伝達 イ　災害時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
九州総合通信局	ア　災害時における電気通信の確保 イ　非常通信の統制、管理 ウ　災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
福岡労働局	ア　労働者の被ばく管理の監督指導 イ　労働災害調査及び労働者の労災補償 ウ　労働者の確保・被災者の職業あっせん
九州地方整備局 福岡国道事務所	ア　国管理の国道 イ　災害時における避難経路及び輸送経路の確保

（5）自衛隊

機関名	所掌事項
陸上自衛隊 第19普通科連隊	ア　市民等の避難等、物資の輸送等における陸上輸送支援 イ　その他災害応急対策の支援

（6）指定公共機関

機関名	所掌事項
九州旅客鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
西日本旅客鉄道株式会社	
西日本高速道路株式会社	災害時における避難経路及び輸送経路の確保
西日本電信電話株式会社 九州支店	災害時における通信の確保
NTTｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ 株式会社	
KDDI株式会社	
株式会社NTTドコモ 九州支社	
ソフトバンク株式会社	
楽天モバイル株式会社	

日本銀行福岡支店	ア　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 イ　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ　各種措置に関する広報
日本赤十字社福岡県支部	災害時における医療救護等の実施
日本放送協会 福岡放送局	ア　災害情報の伝達 イ　原子力防災知識の普及
日本通運株式会社 福岡支店	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
福山通運株式会社	
佐川急便株式会社	
ヤマト運輸株式会社	
西濃運輸株式会社	
日本郵便株式会社 福岡中央郵便局	災害時における郵便事業運営の確保
西部ガス株式会社	災害時におけるガスの供給確保
独立行政法人 都市再生機構	国等からの協力要請への対応 ア　応急仮設住宅建設支援要員の派遣に関すること イ　その他応急的に必要とされる要員の派遣に関すること

（7）指定地方公共機関

機関名	所掌事項
福岡県福岡地区ＬＰガス協会	災害時におけるＬＰガスの供給確保
西日本鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
福岡国際空港株式会社	航空機輸送の安全確保と空港機能の確保
公益社団法人 福岡県水難救済会	水難の際の人命及び船舶の救助に関すること

株式会社西日本新聞社	ア　災害情報の伝達 イ　原子力防災知識の普及
株式会社朝日新聞社 西部本社	
株式会社毎日新聞社 西部本社	
株式会社読売新聞 西部本社	
株式会社時事通信社 福岡支社	
一般社団法人共同通信社 福岡支社	
株式会社熊本日日新聞社 福岡支社	
株式会社日刊工業新聞社 西部支社	
ＲＫＢ毎日放送株式会社	
株式会社テレビ西日本	
九州朝日放送株式会社	
株式会社福岡放送	
株式会社エフエム福岡	
株式会社ＴＶＱ九州放送	
株式会社ＣＲＯＳＳ　ＦＭ	
ラブエフエム国際放送 株式会社	
公益社団法人 福岡県トラック協会	災害時における緊急物資輸送の協力
公益社団法人 福岡県医師会	災害時における医療救護等の実施
公益社団法人 福岡県獣医師会	災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施
一般社団法人 福岡県歯科医師会	災害時における歯科医療救護等の実施
公益社団法人 福岡県薬剤師会	災害時の医療救護（調剤）等の実施
公益社団法人 福岡県看護協会	医療の視点からの要配慮者等への支援
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	福祉の視点からの要配慮者等への支援

（8）消防団

機　関　名	所　掌　事　項
消　　防　　団	福岡市の実施する防災活動についての協力に関する事項

（9）その他公共的団体

機　関　名	所　掌　事　項
一般社団法人福岡市医師会	災害時における医療救護等の実施
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	ア　福祉の視点からの高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）等への支援 イ　災害ボランティアセンターの運営
一般社団法人 福岡市薬剤師会	災害時における医療にかかる医薬品の供給等に関する事項
福岡北九州高速道路公社	災害時における避難経路及び輸送経路の確保
その他の団体	福岡市の実施する防災活動についての協力に関する事項

(10) 原子力事業者

機　関　名	所　掌　事　項
九州電力株式会社	ア　原子力発電所の防災体制の整備 イ　原子力発電所の災害予防 ウ　災害状況の把握及び防災関係機関への情報提供 エ　防災教育及び訓練の実施 オ　原子力災害時における通報連絡体制の整備 カ　モニタリング設備及び機器類の整備 キ　応急対策活動に要する資機材等の整備 ク　原子力防災に関する知識の普及と啓発 ケ　「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書（以下「安全協定」という。）による緊急時における通報及び報告 コ　緊急時における災害応急対策活動体制の整備 サ　原子力発電所の施設内の応急対策 シ　緊急時医療措置の実施のための協力 ス　放射性物質の付着した廃棄物の処理 セ　モニタリングの実施 ソ　防災関係機関が実施する防災対策への協力 タ　相談窓口の設置 チ　原子力発電所の災害復旧

第８節　企業・市民等の役割

原子力災害が発生した場合には、市及び防災関係機関・団体による対応だけでは、十分な対策が講じられるとは限らない。原子力災害は五感で感じることができないため、被ばくの低減・最小化の観点からは、 一義的には国や原子力事業者、県、市などが発信する各種情報に基づき、企業や市民等が冷静に判断し、 迅速に行動することが必要である。

また、市内各地域における避難等の対策の実施にあたっては、他の災害と同様に、自主防災組織・自治会・その他地域団体が協力して行動することが重要である。

なお、原子力災害時には被害の程度が容易に判断できないため、直接的な被害が生じていないにもかかわらず、風評等による間接的な被害が生じる可能性もあり、社会的混乱や風評被害の低減・最小化の観点から、企業や市民等が正しい情報に基づき合理的に行動することが不可欠である。そのため、企業や市民等は、平素から原子力防災に関する知識の習得に努めることが重要である。

第２章　　原子力災害事前対策

第１節　基本方針
第２節　情報の収集・連絡体制等の整備
第３節　緊急事態応急体制の整備
第４節　屋内退避等に係る体制の整備
第５節　避難受入れ活動体制の整備
第６節　緊急輸送活動体制の整備
第７節　救助・救急、医療及び防護資機材等の整備
第８節　市民等への的確な情報伝達体制の整備
第９節　行政機関の業務継続計画の策定
第１０節　関係自治体からの避難者の受入・支援体制の整備
第１１節　原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発
第１２節　緊急事態応急対策に従事する者に対する研修
第１３節　防災訓練等の実施
第１４節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応
第１５節　災害復旧への備え

≪　第２章　原子力災害事前対策　≫

第１節　基本方針

本章は、安全協定、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第２節　情報の収集・連絡体制等の整備

原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）市と関係機関相互の連携体制の確保

原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

また、原子力事業者との安全協定の着実な運用を図るものとする。

（２）機動的な情報収集体制

機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

（３）情報の収集・連絡にあたる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

（４）非常通信協議会との連携

非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

（５）移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

（６）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

２　情報の分析整理

（１）人材の育成・確保

収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。

（２）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

（３）防災対策上必要とされる資料

応急対策の的確な実施に資するため、原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、市災害対策本部に適切に備え付けるものとする。

３　通信手段・経路の多様化

市、県、国及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うための体制等を整備するものとする。

また、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、県と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

（１）防災行政無線等の保守、運用

①　防災行政無線等の保守

防災行政無線等の使用に支障を来さないよう、機器の保守点検・通信点検を定期的に行う。

②　日常業務での使用

防災行政無線等の使用に習熟し、また無線機の状況を把握するために、日常の業務のなかで積極的に無線を使用する。

なお、携帯用無線機は、各局・区に配備しているので、屋外での行事等において積極的に利用するものとする。

③　使用訓練等

総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修等の機会において、防災行政無線等の使用訓練、無線を使用した情報伝達訓練等を行うものとする。

また、公民館等に設置している無線機を、公民館職員、自主防災組織役員、その他の地域市民が　使用できるよう、地域での防災講習等の機会に無線機取扱いの講習、実習等を行う。

（２）他の通信手段の確保

①　災害時優先電話の周知

ＮＴＴの災害時優先電話の所在を職員に周知するものとする。

②　関係機関との通信手段

市に設置されている県防災行政無線について、県が主催する講習、情報伝達訓練に参加するとともに、県との連絡において積極的に使用するものとする。

（３）情報処理体制の整備

①　情報処理の習熟

情報の受信、発信、情報集約方法、報告等の災害時の情報処理について、総合防災訓練、その他の情報伝達訓練や防災に関する研修等において、訓練を行い、業務に習熟するものとする。

②　様式等の整備

情報処理に要する様式等についていつでも使えるよう必要な準備を整えるものとする。

（４）無線等の整備計画

①　防災行政無線等

有線途絶時の通信の確保や災害時の迅速・的確な情報伝達を図るため、防災行政無線等を計画的に更新整備するものとする。

②　福岡県防災行政無線

消防局及び市民局に設置し、運用するものとする。

（５）非常用電源等の確保

庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

第３節　緊急事態応急体制の整備

原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第３章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

１　情報収集態勢・警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

（１）情報収集態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態（佐賀県玄海町において、震度５弱又は５強の地震が発生した場合をいう。以下同じ。）の発生を覚知した場合、速やかに職員を非常参集させ、情報収集態勢をとるために必要な体制を整備する。

（２）警戒態勢をとるために必要な体制

市は、警戒事態（原子力災害対策指針に基づく「警戒事態」であり、佐賀県玄海町において、震度６弱以上の地震が発生した場合を含む。以下同じ。）の発生を覚知をした場合、又は安全協定第２条等に基づき、警戒事態若しくは施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく「施設敷地緊急事態」であり、原災法第１０条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発生の連絡を県若しくは原子力事業者より受けた場合、速やかに職員を非常参集させ、危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置・運営するため、マニュアルの作成など、警戒態勢をとるために必要な体制を整備する。

２　災害対策本部体制の整備

市は、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

なお、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

３　防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

4　消防の相互応援体制

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

5　自衛隊との連携体制

市は、県知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡及び受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

6　広域的な応援協力体制の拡充・強化

（１）応援協定締結都市との連携

「九州市長会における災害時相互支援プラン」や「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画」及び「21大都市災害時相互応援に関する協定」の実効性を確保するため、各締結都市との間で、防災計画等防災に関し必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていくものとする。

（２）防災関係機関との連携

自衛隊、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と、防災計画の周知、市の防災体制等必要な情報を交換するなど、日常から密接な連携をとっていくものとする。

（３）各業務における広域協力体制の推進

関係各部局において、他の自治体、団体等との協議会その他を通じて、防災に関する情報交換を行うなど日常の協力関係を確立するほか、必要に応じて各業務に関する災害時の協力内容等について協議していく。また、各種応援協定等に基づく対応について、その成果と課題等の検証を行い、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図っていくものとする。

7　モニタリング体制等

県は、緊急時における迅速かつ円滑な避難等の防護対策に資するため、また、原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響評価に資するため、平常時からモニタリングを実施するとともに、実施要領の策定、設備・機器の整備・維持、要員の確保、関係機関との協力体制の確立等、 県内全域におけるモニタリング体制を整備するものとする。

市は、国が統括する緊急時モニタリングセンターの実施する緊急時モニタリングにおいて、県をはじめとする関係機関との協力・連携体制を整備するものとする。

8　複合災害に備えた体制の整備

複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。なお、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意する。

また、本編は、原子力災害への対応を基本に記載するものであるが、各種対策の実効性確保の観点から、「福岡市地域防災計画」本編と相互に補完させつつ、状況に応じて、それぞれの計画を適切に運用することにより、柔軟に対応するものとする。

第４節　屋内退避等に係る体制の整備

市は、原子力災害時における屋内退避等の市民への防護対策に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第３章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

１　判断基準の整備（屋内退避、避難等）

市は、屋内退避等の市民への防護対策の実施に係る判断基準を整備するものとする。判断の基準としては、国の原子力災害対策本部長からの指示による場合のほか、原子力災害対策指針に基づき原子力事業者が定めるＥＡＬ（緊急時活動レベル）の状況についても考慮するものとする。

２　対象者等の把握

市は、屋内退避等の防護対策を行った場合において、対象者など、実施状況を的確に確認するための体制を整備するものとする。特に、対象者の人数、連絡方法のほか、要配慮者等特別な配慮が必要な対象者について、重点的に把握に努めるものとする。

３　屋内退避実施体制の整備

市は、屋内退避の実施に必要な情報伝達方法、及び実施状況を確認する方法等、必要な体制の整備に努めるものとする。

第５節　避難受入れ活動体制の整備

１　避難計画の作成

（１）市は、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

（２）避難計画の作成にあたっては、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ）及び原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）を含む自治体の住民避難等が先行して行われるため、 その円滑な避難等が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針に基づく計画を策定するものとする。

（３）避難先の選定にあたっては、避難先からの更なる避難等を招かないように配慮するものとする。

なお、個別の自治体の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって自治体間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の市民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

２　避難所等の整備

（１）避難所等の整備

避難所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難等や避難退域時検査等の場所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための、設備の整備に努めるものとする。

（２）避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

また、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

（３）広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

（４）応急仮設住宅の整備

市は、国、県、企業等と連携し、避難者の健全な住環境の早期確保が可能となるよう、あらかじめ応急仮設住宅（賃貸型・建設型）の供与体制を整備しておくものとする。

また、賃貸型応急住宅及び建設型応急住宅の供与に関する事項は「福岡市地域防災計画」『本編』によるものとする。

（５）避難所における設備及び物資の備蓄等の整備

市は、県と連携し、避難所において、要配慮者等にも配慮した避難等の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に必要な機器の整備や避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

３　要配慮者等の避難支援体制の整備

（１）災害発生時の要配慮者の避難支援に備え、状況の把握を行うほか、情報伝達方法、地域の「共助」による避難支援対策の推進について必要な整備を行うものとする。

　また、地域住民には防災講習会や防災訓練等を通じて要配慮者への配慮について啓発していくものとする。避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を活用し、避難支援等関係者その他の者の協力を得て、実施するものとする。

（２）病院等医療機関及び社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、患者や利用者の安全を確保するため、通院患者や通所者等を安全に帰宅させるための方法、入院患者や入所者等の屋内退避の方法について検討しておくものとする。

４　学校等施設における避難計画の整備

学校等施設は、原子力災害時における児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、屋内退避の方法、安全に帰宅させるための方法、保護者への引き渡し方法等について検討しておくものとする。

５　市民等の屋内退避等の確認体制の整備

市は、屋内退避等の指示等を行った場合において、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難等をする場合があることに留意するものとする。

６　避難所・避難方法等の周知

市は、避難等や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。

第６節　緊急輸送活動体制の整備

１　専門家の移送体制の整備

放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

２　緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市が管理する道路交通関連設備について、緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、 道路をはじめとする交通関連設備の充実を図るものとする。

第７節　救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

１　救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努めるものとする。

２　救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

３　原子力災害医療活動体制等の整備

市は、国からの指示に基づき県が避難住民等に対して行う避難退域時検査、簡易除染（脱衣及び拭き取り等）等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

４　緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

（１）市は、国及び県と協力し、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

（２）市は、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

５　物資の調達、供給体制の整備

市は、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するなど体制を整備するものとする。

また、物資の調達、供給体制の整備に関する事項は「福岡市地域防災計画」『本編』によるものとする。

６　安定ヨウ素剤の備蓄

国の原子力災害対策指針を考慮し、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合に、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう備蓄を行うものとする。

備蓄量については、玄海原子力発電所から50km圏内の全住民の１回服用相当量について、国による備蓄配備の状況等を踏まえ、備蓄を行うものとする。

また、市民に対して、迅速かつ適切に安定ヨウ素剤が配布されるよう、今後、原子力災害対策指針等の改定の状況等を踏まえ、備蓄量・場所、搬送手段等について検討を行う。

第８節　市民等への的確な情報伝達体制の整備

１　提供すべき情報の整理

市は、国及び県と連携し、警戒事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報について、わかりやすい例文を準備するなど具体的な内容を整理しておくものとする。

２　情報伝達手段の整備

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者へ的確な情報を常に伝達できるよう、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

３　相談窓口の整備

市は、国、県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

４　情報伝達体制の整備

（１）市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（２）市は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、防災行政無線等、テレビ、ラジオ等の報道機関への放送依頼、メールシステム、広報車など、あらゆる手段を活用し、市民等に迅速かつ確実に伝わるよう情報・伝達ルートの多重化の促進を図るものとする。

第９節　行政機関の業務継続計画の策定

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第１０節　関係自治体からの避難者の受入・支援体制の整備

災害の状況により、関係自治体の行政区域全域に及ぶ避難等が必要であると認める等の場合は、災害対策基本法第72条第１項の規定に基づく県の要請のもと避難者等の受け入れ及び避難所の設置等を行うための整備について検討を行う。

１　対応資源の確認

関係自治体の避難者の受入れ施設は、計画に定める避難所とし、候補施設の受入れ人数、平時の利用状況等についてあらかじめ把握しておくものとする。

また、県及び関係自治体と協議の上、避難者の受け入れに際して提供可能な市の対応資源（避難所の運営体制、飲食物や生活必需品等）を確認するものとする。

２　受入・支援計画

関係自治体からの避難者の受け入れを行う際及び行った際に市が実施する活動のための受け入れ・支援計画の策定に向け、県及び関係自治体との間で協議・検討を行うものとする。

第１１節　原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及と啓発

１　原子力防災に関する知識の普及と啓発

市は、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、市民等に対し、国、県及び原子力事業者と協力して、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

（１）放射性物質及び放射線の特性に関すること
（２）原子力施設の概要に関すること
（３）原子力災害とその特性に関すること
（４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
（５）緊急時に、市、国及び県等が講ずる対策の内容に関すること
（６）屋内退避、避難所に関すること
（７）要配慮者への支援に関すること
（８）緊急時にとるべき行動
（９）避難所での運営管理、行動等に関すること

２　防災教育の充実

教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、広く市民等に対し防災教育を実施する。特に教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

３　要配慮者等への配慮

防災知識の普及と啓発は、要配慮者に十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点や性的マイノリティへ十分に配慮するよう努めるものとする。

４　災害の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第１２節　緊急事態応急対策に従事する者に対する研修

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が緊急事態応急対策に従事する者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

（１）原子力防災体制及び組織に関すること
（２）原子力施設の概要に関すること
（３）原子力災害とその特性に関すること
（４）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
（５）モニタリング実施方法及び機器に関すること
（６）原子力防災対策上の諸設備に関すること
（７）緊急時に市、県及び国等が講ずる対策の内容
（８）緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
（９）原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
(10) 原子力災害時の被災者に対する心のケアに関すること
(11) リスクコミュニケーションに関すること
(12) その他緊急時対応に関すること

第１３節　防災訓練等の実施

１　訓練計画の策定

市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

（１）災害対策本部等の設置運営訓練
（２）緊急時通信連絡訓練
（３）緊急時モニタリング訓練
（４）原子力災害医療対策訓練
（５）住民などに対する情報提供訓練
（６）住民参加訓練
（７）その他必要な訓練

２　訓練の実施

要素別訓練等を実施する際は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

３　実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施する際は、大規模な自然災害等の複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、周辺市民避難訓練などの実動訓練や机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

第１４節　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

（１）事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

（２）事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

（３）事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

（４）県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の市民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第１５節　災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第３章　　緊急事態応急対策

第１節　基本方針
第２節　活動体制の確立
第３節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
第４節　緊急時モニタリング活動
第５節　市民等への的確な情報伝達活動
第６節　屋内退避、避難受入れ等の防護活動
第７節　治安の確保及び火災の予防
第８節　飲食物の出荷制限、摂取制限等
第９節　緊急輸送活動
第１０節　救助・救急及び医療活動
第１１節　ボランティアの受入

≪　第３章　緊急事態応急対策　≫

第１節　基本方針

本章は、安全協定第２条等に基づき、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を県若しくは原子力事業者より受けた場合の対応及び原災法第１５条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第２節 活動体制の確立

１　災害対策本部体制等

市は、安全協定第２条等に基づき、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を県若しくは原子力事業者より受けた場合、及び全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合のほか、原子力事業者の判断により原子力施設周辺の地域における防護対策の実施が必要と判断された場合等において、次の体制をとるものとする。

（１）情報収集態勢

市は、情報収集事態の発生を覚知した場合、速やかに情報収集態勢をとるための職員の非常参集及び情報の収集・連絡等を行うものとする。

（２）災害警戒本部

市は、警戒事態の発生を覚知した場合、又は警戒事態若しくは施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、職員の非常参集により、速やかに危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置するものとする。

また、あらかじめ定めた災害対応に備えたマニュアル等に基づいて警戒時の活動を行うものとする。

（３）災害対策本部

①　市は、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定めた災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等に基づいて、市長を本部長とする災害対策本部を迅速に設置するものとする。

② 組織及び事務分掌

ア 災害対策本部組織

原子力災害発生時の災害対策本部組織は、以下のとおりとする。

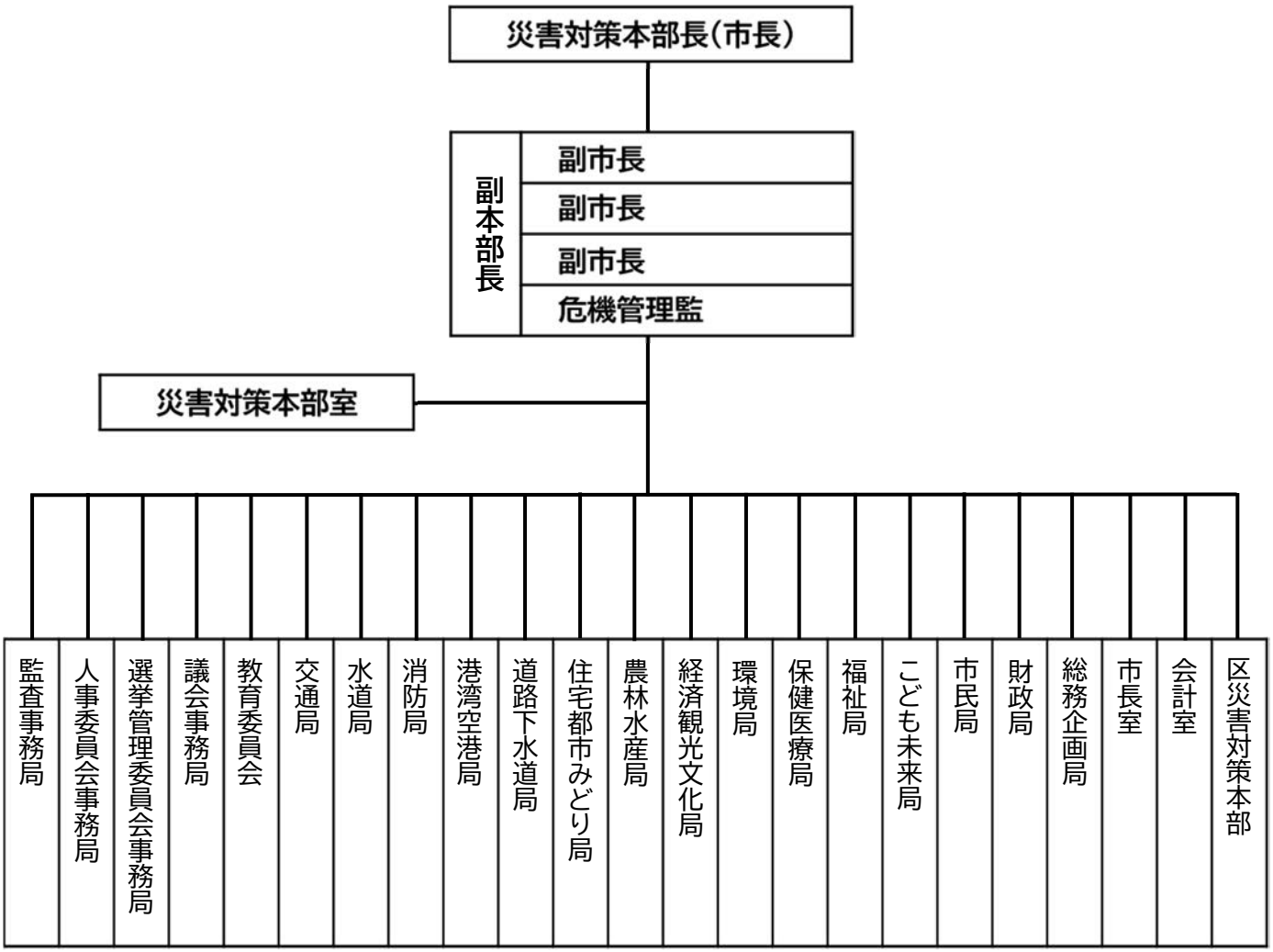

※状況により、地域防災計画（本編）に示す災害対策本部組織に準じ、機能別チームを編成

なお、原子力災害と他災害との複合災害発生時においては、地域防災計画（本編）の災害対策本部組織を準用する。

イ　災害対策本部事務分掌

以下の原子力災害特有の事務に加え、地域防災計画（本編）に示す事務分掌を実施する。

(ｱ) 災害対策本部室（市民局　防災・危機管理部等）

原子力災害特有の主な事務
○　原子力施設等に関する情報収集・連絡に関すること ○　市民等の屋内退避、避難誘導等（福岡市民の一時移転、関係自治体からの避難者の受入れ）の指示に関すること ○　緊急時モニタリング活動等に係る指示に関すること ○　安定ヨウ素剤の取得及び配布の方針等に関すること

(ｲ) 市民局

原子力災害特有の主な事務
○　安定ヨウ素剤の配布・服用の支援に関すること

(ｳ) 保健医療局

原子力災害特有の主な事務
○　避難退域時検査、簡易除染等原子力災害医療への協力に関すること ○　安定ヨウ素剤の取得（※）及び配布・服用に関すること ○　被ばくに係る健康調査に関すること ○　飲料水（水道水以外）の摂取制限に関すること ○　環境モニタリングの実施に関すること

※平素における安定ヨウ素剤の備蓄に関しては、当面、市民局が担当

(ｴ) 環境局

原子力災害特有の主な事務
○　環境モニタリングの実施及び緊急時モニタリングへの要員派遣の統括に関すること ○　放射性物質の付着した廃棄物の処分に係る国、県等の連絡調整に関すること

(ｵ) 農林水産局

原子力災害特有の主な事務
○　農林水産物の出荷制限などに関すること ○　農地、森林、林産物の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること

(ｶ) 道路下水道局

原子力災害特有の主な事務
○　汚染された下水道汚泥の対策に関すること

(ｷ) 消防局

原子力災害特有の主な事務
○　環境モニタリングの実施に関すること

(ｸ) 水道局

原子力災害特有の主な事務
○　飲料水（水道水）の摂取制限に関すること

(ｹ) 関係局等

原子力災害特有の主な事務
○　その他、汚染された土壌の処理に関すること

(ｺ) 区災害対策本部

原子力災害特有の主な事務
○　市民等の屋内退避、避難誘導等（福岡市民の一時移転、関係自治体からの避難者の受入れ）の実施に関すること ○　安定ヨウ素剤の配布・服用の支援に関すること

2　消防の相互応援

市は、必要な場合、消防の応援について、近隣市町村及び県内全市町村による協定並びに消防相互応援体制に基づいて対応するものとする。

3　広域的な応援協力等

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員等に関する広域的な応援を必要とする場合は、あらかじめ定めた関係市町村との間の応援協定に基づいて、応援の要請を行うものとする。

4　防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から各防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、それぞれの役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

5　自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

6　緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に従事する者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

第３節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、原災法及び安全協定に基づき、原子力事業者から非常時の情報連絡を受けた場合、情報収集事態、警戒事態若しくは施設敷地緊急事態を覚知した場合又は全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された場合は、国、県、他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

１　事態発生情報などの連絡

（１）情報収集事態発生の情報連絡

市は、情報収集事態の発生を覚知した場合、情報収集態勢をとり、情報の収集・連絡等を行う。

（２）警戒事態発生の情報連絡

市は、県から情報連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を覚知した場合には、原子力災害警戒本部を設置し、関係機関等と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うとともに、市民等への情報提供を行う。

（３）施設敷地緊急事態発生の情報連絡

市は、施設敷地緊急事態の発生を覚知した場合には、原子力災害警戒本部体制を強化し、関係機関等と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うとともに、市民等への情報提供を行う。

（４）全面緊急事態発生の情報連絡

市は、全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合には、原子力災害対策本部を設置し、関係機関等と連携して迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うとともに、市民等への情報提供を行う。

２　応急対策活動情報の連絡

施設敷地緊急事態発生以降の応急対策活動情報、被害情報等の連絡については、市は、関係機関との間において、国（原子力規制委員会）、県及び原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するとともに、必要に応じ市民等への情報提供を行う。

３　一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般電話回線が使用できない場合は、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

［情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路］

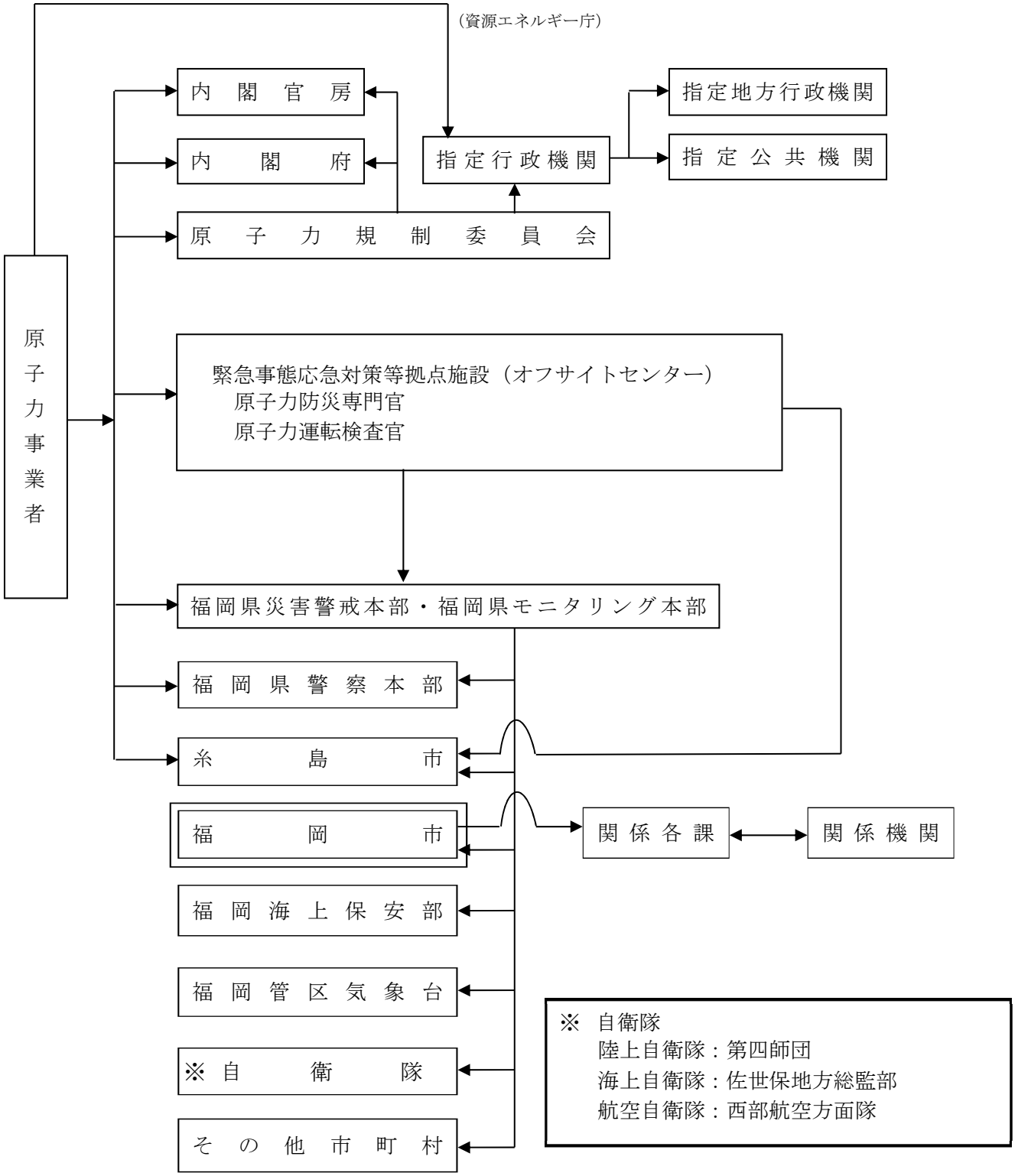

[施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路]

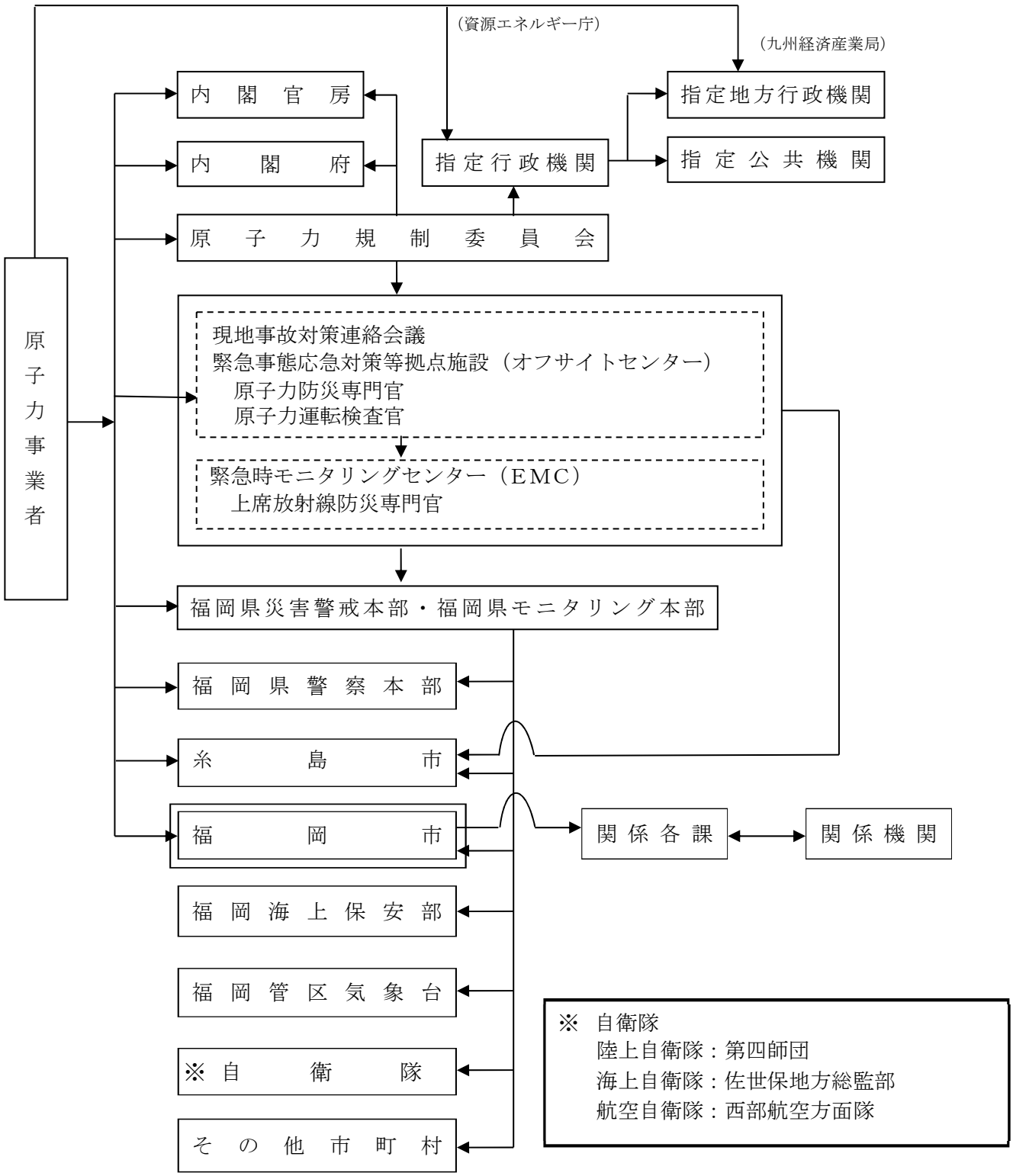

[全面緊急事態が発生し、緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路]

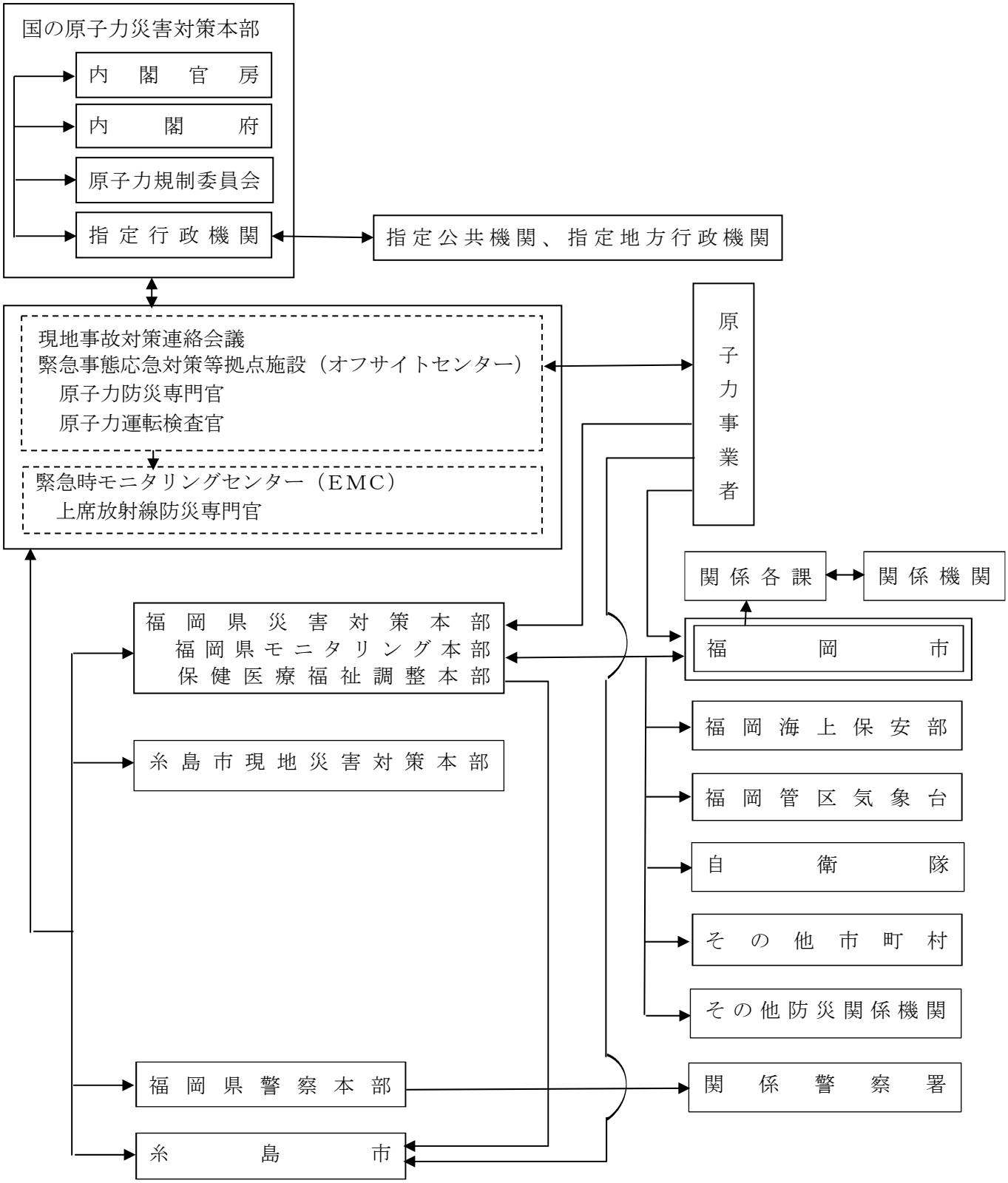

（注）緊急事態宣言発出前に県災害対策本部などが設置された場合もこれに準じる。

第４節　緊急時モニタリング活動

市は、国が統括する緊急時モニタリングに関し、環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等に協力する。

また、県を通じて屋内退避、避難等、飲食物の摂取制限等、各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努めるものとする。

第５節　市民等への的確な情報伝達活動

１　市民等への情報伝達活動

（１）市は、放射性物質及び放射線による影響は五感で感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、市民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

（２）市民等への情報提供にあたっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。

また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するとともに、屋内退避や避難等に関する情報は、区を通じて当該情報に関わる公民館等の施設や自治協議会等に周知する。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

（３）市は、市民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、その他状況に応じた必要な情報を、適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者等に配慮した伝達を行うものとする。

２　広報の手段

（１）報道機関への情報提供、広報の要請

①　定期的に又は随時に、記者発表又は資料提供等により報道機関に情報を提供するものとする。

②　「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、市内各放送局に対し、電話で放送要請を予告したのち、放送依頼を行うものとする。

（２）広報車等による広報

屋内退避や避難等に関する情報等、緊急に地域住民に広報の必要がある場合、その他必要に応じて、市広報車、その他の車両等により巡回して周知するものとする。

なお、広報車両については、「災害警戒中」等の表示を行い、地域住民等への注意喚起を行うものとする。

（３）災害広報紙等の発行

①　災害状況等により必要な場合は、原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、市民への留意事項、生活関連情報、復旧状況等を市民に周知するため、臨時広報紙を発行するものとする。

②　災害広報紙は、避難所、その他避難者等の集まる場所で配布するほか、必要な場合は各住戸に配布するものとする。

（４）福岡市災害時外国人情報支援センターの設置

災害時における外国人の支援を円滑に行うため、公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団に、福岡市災害時外国人情報支援センターを設置する。

同センターにおいては、外国人に対して、提供が必要な情報の翻訳及び発信、外国人からの相談・問い合わせ等への対応を行う。

（５）その他の広報の手段

①　掲示板等の掲示

市災害対策本部、区災害対策本部その他必要な場所において、生活関連情報、応急対策状況等について掲示するほか、有線放送施設を活用するものとする。

②　防災ホームページによる情報発信

防災ホームページにより、原子力災害の状況、応急対策状況、復旧状況、生活関連情報等を発信するものとする。

③　防災メールによる情報配信

防災メール登録者へ屋内退避や避難等に関する情報など福岡市で必要と判断した緊急情報を配信するものとする。

④　緊急速報メール

防災メールの情報のうち、屋内退避や避難等に関する情報などの特に緊急を要する情報については「エリアメール（ＮＴＴドコモ）」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供するものとする。

⑤　ツイッター（ソーシャルネットワークサービス）

防災メールの情報のうち、気象警報等その他の緊急情報をツイッターによって自動発信するものとする。

⑥　街頭ビジョンによる情報の発信

大規模災害時に天神地区・博多駅地区に設置された街頭ビジョンを活用し、来街者等への避難所等の防災情報を放映するものとする。

また、情報提供にあたっては、外国人にもわかりやすく伝達されるよう配慮する。

⑦　インターネットＦＡＸ

各区役所・出張所に設置しているインターネットＦＡＸの活用を促進し、区役所から地域等へ、屋内退避又は避難等のための立退きの指示の情報伝達を強化するものとする。

⑧　Yahoo!防災速報アプリ

防災メールの情報のうち、福岡市で必要と判断した緊急情報をアプリによって発信する。

⑨　電話

視覚障がいがある、携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望する者に対して、電話による緊急情報の提供を行う。

⑩　ＦＡＸ

聴覚障がいがある、携帯電話を持っていないなど、避難情報の入手が困難な市民のうち希望する者に対して、ＦＡＸによる緊急情報の提供を行う。

３　市民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。

また、市民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第６節　屋内退避、避難受入れ等の防護活動

１　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

（１）市は、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、又は国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言・指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、市民等に対する屋内退避又は立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、避難等の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請するものとする。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

（２）市は、市民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、市民等に向けて、避難等や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果やその他の避難等に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

（３）屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により市民等の避難状況を確認するものとする。

また、避難等の状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部及び県に対しても情報提供するものとする。

２　避難所

（１）避難所の開設

災害時に開設する避難所は、あらかじめ指定した避難所のうち、災害の状況、施設の被害状況、周囲の状況等から安全を確認し、開設するものとする。

また、避難所の運営に関する事項は「福岡市地域防災計画」『本編』によるものとする。

（２）一時的な居住先としての市営住宅の提供

市は、災害のため住家が居住不能となるなどの被災者の状況等により、一時的な居住先として市営住宅を提供するものとする。

（３）応急仮設住宅の供与

市は、災害により、住宅の全壊等で避難生活を余儀なくされている者に対して、居住の安定を図るため、災害救助法における救助実施市として応急仮設住宅（賃貸型・建設型）の供与を行うものとする。

なお、供与戸数の決定に当たっては、被災状況など供与対象の要件を満たす世帯数などを基に総合的に検討する。

3　安定ヨウ素剤の配布及び服用

（1）緊急時における市民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

（2）市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、 原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、医師の到着を待つことが適切でない場合など、時間的制約などのため必ずしも医師が関与できない場合には、薬剤師や地方公共団体職員により配布・服用を行うものとする。

4　学校施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難等の指示等があった場合はあらかじめ検討した内容に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難等させるものとする。

また、生徒等を避難等させた場合又はあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

5　愛玩動物対策

災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行うものとする。

また、被災者と愛玩動物の同行避難等が円滑に行われるよう対策を講ずるものとする。

6　飲食物、生活必需品等の供給

（1）生活必需品の供給・分配

被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

なお、必要な物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者や男女によるニーズの違い等に配慮するものとする。

（2）防災関係機関への要請

市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には防災関係機関に物資の調達を要請するものとする。

7　複合災害への対応

（1）自然災害との複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

（2）市は、国が原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、避難指示を発令し、必要な措置を講じる。その際には、国は、県や市と緊密な連携を行うものとする。

第７節　治安の確保及び火災の予防

応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保については、治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第８節　飲食物の出荷制限、摂取制限等

１　飲食物の調査等

市は、原子力災害対策指針に基づいた「飲食物に係るスクリーニング基準」を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力するものとする。

２　飲食物や農林水産物の摂取制限及び出荷制限

市は、原子力災害対策指針に基づいたＯＩＬの値や、食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指示又は要請、並びに国の指示又は要請に基づく県の要請に基づき、飲食物や農林水産物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

第９節　緊急輸送活動

１　緊急輸送活動

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

２　緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は以下のものとする。

（１）負傷者、避難者等
（２）救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
（３）災害応急対策要員及び必要とされる資機材
（４）食料、飲料水等の必要な物資
（５）その他緊急に輸送を必要とするもの

３　緊急輸送体制の確立

（１）緊急輸送活動の実施

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

（２）輸送手段の確保

市は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

４　緊急輸送のための交通確保

（１）道路管理者は、県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

（２）道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

　また、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分することができる。

第１０節　救助・救急及び医療活動

１　救助・救急活動

　市は、国、県等他防災関係機関と連携し、その役割に応じて被ばく者、負傷者への救助・救急活動を実施するものとする。

（１）救助・救急活動

①　救助・救急活動の実施

　市は、災害の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、防災関係機関との連携のもとに救助・救急活動を行う。

②　緊急消防援助隊等の応援要請

　市は、災害の状況等から必要と認めるときは、以下の事項を明らかにして、速やかに緊急消防援助隊の出動、自衛隊の災害派遣等を県に要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は、応援側が携行することを原則とする。

ア　災害の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間

イ　応援要請を行う救助・救急活動の種別と人員

ウ　市への進入経路及び集結（待機）場所

（２）惨事ストレス対策

　市は、救助・救急活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

　また、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

２　医療措置

　市は、国からの指示に基づき県が避難住民等に対して行う避難退域時検査、簡易除染（着替え、拭き取り等）等原子力災害医療について協力するものとする。

第１１節　ボランティアの受入

　市は、必要に応じて、防災関係機関と相互に協力し、ボランティアの受付・調整等の受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

第４章　　原子力災害中長期対策

第１節　基本方針
第２節　被災者の生活再建等の支援

≪　第４章　原子力災害中長期対策　≫

第１節　基本方針

本章は、原災法第１５条第４項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第２節　被災者の生活再建等の支援

１　放射性物質による汚染の除去

市は、市民等の被ばく線量を低減するため、国、県、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、放射性物質による汚染の除去（除染）を行うものとする。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康保護の観点から必要である地域を優先的に実施するものとする。

また、これらの地域の中でも、特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子ども等の生活環境については、優先的に除染を行うものとする。

市は、原子力事業者に対し、除染に必要な防護資機材の貸与、及び必要に応じて原子力防災要員の派遣を要請するものとする。

２　放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

市は、国の主導のもと、国、県、その他市町村及び原子力事業者と連携して、原子力災害及び除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行うものとする。

（１）収集、運搬等

市は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理について、収集、運搬、一時的な保管など必要な協力を行う。放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の収集、運搬及び一時的な保管に当たっては、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の量並びに運搬先等の記録、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮などに関し、必要な措置をとるものとする。

（２）市民、事業者等に対する周知徹底

市は、市民、事業者等に対して、放射性物質の付着により摂取制限、出荷制限等の対象となった飲食物・農林水産物などの廃棄物や除染により発生した放射性物質の付着した土壌の取扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うよう協力を求めるものとする。

（３）搬送要請

市は、国に対し、早期に放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するよう要請するものとする。

３　各種制限措置の解除

市は、県と連携し、緊急時モニタリング等による調査、国の判断等を踏まえ、応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等、各種制限措置の解除を行うとともに、解除の実施状況を把握するものとする。

4　モニタリングへの協力

市は、県が実施するモニタリングに関し、環境試料の採取、運搬及び空間放射線モニタリング等の協力を行うものとする。

5　災害地域住民等に係る記録の作成及び相談窓口の設置等

市は、市民等の原子力事業者に対する損害賠償請求に資するため、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録するものとする。

（1）災害地域住民等の登録

市は、避難等及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、 避難所等においてとった措置等を記録するものとする。

（2）影響調査の実施

市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、市民等が受けた影響について調査するものとする。

（3）災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

6　情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減

市は、国内外において、農林水産業、観光業等における情報伝達不足による混乱や避難先でのいじめ等の人権侵害が生じるおそれがあることから、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響を軽減するため、農林水産物、加工品、工業製品等の適正な流通促進、観光地の安全性アピール及び避難先でのいじめ等人権侵害の防止などに関する情報提供・広報活動を実施するものとする。

また、市は、ホームページへの掲載やイベントの開催等を通じた広報を行うとともに、情報提供・広報活動を実施するに当たっては、外国語でも情報提供・広報活動を行う等、国外からの「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響にも留意するものとする。

7　被災中小企業等に対する支援

市は、国、県及びその他市町村と連携して、必要に応じ、復旧のための資金が金融機関から被災中小企業、被災農林水産業者又は被災農林水産業者が組織する団体へ円滑に融資されるよう支援するものとする。

また、被災中小企業及び被災農林水産業者等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

8　心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、必要に応じ国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等に十分配慮するものとする。

9　復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、県警察との連携により、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるものとする。

また、関係行政機関、業界団体等に働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

発　　行　　**福岡市防災会議**

担当部局　　福岡市市民局防災・危機管理部
計画担当
TLE 707-1065

印 刷 所　　株式会社三協舎印刷所
TLE 092-651-3731